

日行連発第 114 号
令和 6 年 4 月 30 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
大規模災害対策本部
本部長 常住 豊

令和 6 年能登半島地震に係る支援金及び義援金の募集期間の延長について

平素は本会の事業推進に関し、ご理解ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年能登半島地震に際し募集した支援金及び義援金につきましては、多数の単位会並びに会員の皆様から温かいご支援をいただき、4 月 29 日時点で、総額 12,068,191 円の募金をお預かりしています。その中から、特に甚大な被害が発生した新潟・福井・石川・富山の各会に対して、第一次支給分として 3 月 29 日付で支援金を支給したことは、ご報告させていただいたとおりです（令和 6 年 4 月 10 日付日行連発第 44 号）。

本件に係る支援金及び義援金の募集期間につきまして、本年 4 月 30 日を期限としてご案内していましたが、現地の被害状況や復興状況等を勘案し、継続的な支援が必要であると判断したため、下記のとおり延長することといたしましたので、お知らせいたします。

皆様におかれましては、引き続きご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、募集要項に関し変更はございません。

支援金…単位会の災害支援活動を支えることを目的とし、単位会に支給する金銭。 義援金…災害により生命・財産に大きな被害を受けた会員を支えることを目的とし、 会員に支給する金銭。

記

1 募集の方法

次の口座に振替又は振込してください。なお、寄附金控除の対象とはなりません。

(1) 金融機関名

ゆうちょ銀行

- (2) 記号番号・口座番号
記号番号:00140-5-696512 (郵便振替の場合)
口座番号:019 (ゼロイチキユウ支店) 当座 0696512(銀行振込の場合)
- (3) 口座名義
日本行政書士会連合会
- (4) その他

① 会員からの送金の場合

郵便振替用紙(払込取扱票)の通信欄や銀行の振込用紙には、次の内容を記載してください。

ア 会員の区分

個人会員：行政書士証票等に記載されている8桁の「登録番号」

法人会員：7桁の「法人番号」

イ 支援金と義援金の区分

支援金の場合は「シ」、義援金の場合は「ギ」。

※記載がない場合には支援金として取り扱いますので、ご承知おきください。

ウ 支援金と義援金のそれぞれの金額

<記載例>

・個人会員：「12345678 ギ」

・法人会員：「1234567 シ 100000 ギ 200000」

② 単位会からの送金の場合

ア 支援金と義援金の区分

支援金の場合は「シ」、義援金の場合は「ギ」。

※記載がない場合には支援金として取り扱いますので、ご承知おきください。

イ 支援金と義援金のそれぞれの金額

<記載例>

・「シ 200000 ギ 500000」

2 募集期間

令和6年7月31日(水)までとします。

以上